

志學館大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

認証評価結果

【判定】

評価の結果、志學館大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 24(2012)年 3 月 31 日の期間で「基準 7」について再評価を申請すること。

総評

大学は、昭和 54(1979)年に開設された鹿児島女子大学を前身として、平成 11(1999)年に男女共学化を図り大学名を「志學館大学」に改称した。小規模大学としてのメリットを生かし、アットホームな女子大時代の気風を受継ぎ、「教職員と学生の距離が近い大学」という一つの個性が前面に押し出されている。

建学の精神や大学の基本理念などは、学生便覧、教職員便覧、大学案内及びホームページに掲載するとともに、大学の使命・目的を「個性・実践・人間力」という端的な言葉で明示し、学内外に浸透しやすいよう、工夫されている。

教育研究組織としては、少人数教育に対応した規模となっており、特に「学問へのステップ」や「学問へのステップ」において、担当教員が指導教員としての役割を果たすことで初年次教育として有効に機能している。

教育課程は、体系的に編成され、その内容は適切であり、特に法学部において、「コミュニケーション能力、リーガルマインド、法的実践力を備えた人材の養成」という視点から、教育方法が整備されており、教育目的が教育方法に十分反映されている。

アドミッションポリシーは、募集単位ごとに明示され、これに沿って、入学要件、入学試験などが公正かつ妥当な方法により運用されている。また、指導教員制度が整備され、学生の修学上・生活上の指導をきめ細かく行っており、機能している。

教員構成は、学位の種類及び分野に応じて、各学科の専門教員が適切に配置されている。しかし、教員人事における具体的な業績基準が明確でないため、今後の制定に向けた検討に期待したい。

職員については、それぞれの部署の目的や内容に応じて適切に配置されているが、人事考課制度自体はスタートしたばかりであり、今後の実質化に向けた検討に期待したい。

管理運営については、自己点検評価に係る改善に向けた組織的取組みは評価できるものの、理事の選考方法、事業計画及び収支予算(案)の審議時期については是正が求められ、今後、早急な対応が必要である。

財務については、平成 19(2007)年度決算における法人全体の消費支出比率及び過去 5 年間の大学の消費支出比率は支出超過を示してしており、学生確保に向けた積極的な取組みが緊急の課題である。

教育研究環境については、鹿児島空港に程近い高台に位置し、教育研究の目的を達成す

る施設としては、恵まれた自然環境にある。今後、平成 23(2011)年 4 月からの鹿児島市内へのキャンパス移転が計画されており、それまでの間の耐震対応を検討する必要がある。

社会連携では、地域に密着した大学として、「心理相談センター」と「生涯学習センター」を柱に、積極的に社会連携が進められており、高く評価できる。

社会的責務においては、大学に求められる組織倫理に係る規程などが整備され、教職員への浸透に努めている。

以上を踏まえ、総じて、大学全体として小規模大学としての特徴を生かしたきめ細かな教育を実践するとともに、地域密着型の大学としてまい進している点は評価できる。しかし、財政面における学生確保は緊急の課題であり、早期に改善することが望まれる。更に、管理運営において、理事の選考方法、事業計画及び収支予算(案)の審議時期については、早急な是正が必要である。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、小規模大学としての特徴を生かし、「教職員と学生の距離が近い大学」として、その個性はシンボルマークにも表されている。

建学の精神や大学の基本理念は、学生便覧、教職員要覧、大学案内及びホームページに掲載し、学内外への周知に努めている。また、大学の使命・目的を「個性・実践・人間力」という端的な言葉で明示し、学内外に浸透しやすいよう工夫するとともに、学生実態調査でも、大学の理念と目標についての調査項目を設定し、学生への浸透を図ると同時に、浸透度が測定されている。

更に、「人間力」の具体化に向けては、全学的な「ワークショップ」で議論を進めるなど、大学の使命・目的の実質化に努めている。

今後、特に学外への周知方法については、更なる方策の検討に期待したい。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

在籍学生数が収容定員を下回っており、学生確保に向けた新たな手段を講じる必要があるが、各学部・研究科は、学生数と教員数のバランスも適正で、少人数教育に対応した規模となっている。

大学として、必要な教育研究上の基本的組織は、ほぼすべて整っており、それぞれが適切に構成されている。また、小規模大学の特性を生かして、各組織間の連携が保たれている。

教養教育については、大学の基本的理念でも重視しており、平成 19(2007)年度に新たに設置された「教育改革委員会」での議論に発展を期待したい。教員全員出動体制で教養教育に当たるなど、教育研究組織については、評価することができる。

【参考意見】

・「教育改革委員会」は大学教育全体をトータルな視点から検討する組織なので、これとは別に教養教育の運営に当たる組織の設置が望まれる。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念に基づき、学部、学科、研究科の教育目的・目標が設定され、学則などに定められており、この教育目的を達成するために教育課程が適切に編成されている。また、人間形成のための教養教育が十分行えるように教育課程が編成されている。教育課程は、教育目的が教育方法に十分反映され、かつ体系的に編成されており、その内容も適切である。教育課程の編成方針に即した授業科目、授業内容となっている。年間学事予定、授業期間が明示されており、年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、運用されている。 Semester制を採っているにも関わらず通年の科目があること、「講義要項」の「成績評価」の欄に、評価方法は示されているものの評価基準が示されていないことは一考を要するが、全体として教育課程の編成・運用については適切である。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

募集単位ごとのアドミッションポリシーを明示し、このアドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験などを公正かつ妥当な方法により、適当な体制のもとで運用されている。しかし、入学学生数が入学定員を大幅に下回っており、人間関係学部、法学部共に入学学生数が減少傾向にあることについては、キャンパス移転だけでなく、より積極的な募集活動を行うなど、学生確保のための今後の一層の努力が望まれる。また、更なる定員減も検討する必要がある。

志學館大学

学生サービス、厚生補導のシステムが適切に機能しており、学生に対する経済的な支援も適切に行われている。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。学生の意見などを汲上げるシステムが整備され、学習支援や学生サービスの体制改善に反映させている。

また、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営されている。

【改善を要する点】

- ・過去5年間の法学部の入学者数が、入学定員を大幅に下回っており、早期の改善を要する。

【参考意見】

- ・過去5年間の人間関係学部の入学者数が、入学定員を下回っていることについては、対応が望まれる。

基準5．教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準で求められている専任教員数及び教授数が確保されており、専任と兼任とのバランスがとれている。学科ごとの専門教員の配置のバランスも適切であるが、専任教員の年齢構成について、一部学科で中堅層が不足していることについては、是正が求められる。

教員の採用・昇任の手順について、選考委員会・教授会の議を経て民主的に行われているが、教員人事における論文数や教育歴などの基準を定めた細則がないことについては、制定が望まれる。教育研究目的を達成するための資源は、全学で統一した方式により、適切に配分されており、TA(Teaching Assistant)も適切に活用されている。ただし、専任教員の授業負担の偏りについては是正を要する。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みは、「FD推進委員会」を中心として、学生による授業評価、FD研究会、授業公開など、組織的に積極的に行われている。今後、外部資金獲得に向けた組織的な取組みも必要である。

全体として、教員に係わる教育研究活動、FD(Faculty Development)などについては、適切に運営されている。

基準6．職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員は、それぞれの部署の目的や内容に応じて適切に配置されており、人事（採用・昇任・異動）についても基本方針（5年以上同一職務経験者は異動対象とする）に基づいて運用されている。また、「教職協働」の方針のもとに、職員が各種委員会に構成員として加わり、教育研究支援に関するさまざまな問題についての審議に参画している。人事考課制度はスタートしたばかりであり、今後、実質化に向けた検討が望まれる。

職員の資質向上のための取組みもなされており、特に女性を対象とした研修は将来の女性登用のために有意義である。しかし、職員を各種研修会に積極的に参加させているが、その実効性については検証する必要がある。

法令遵守に関する研修が行われていないので、特に職務上必要な法令については知識を深めるとともに、OJTだけではなく積極的に研修を行うべきである。

なお、規程上の組織にない役職者が存在するので、規程を整備して指揮命令系統を明確にする必要がある。

組織再編から間もないが、組織がフラット化したため、職員同士の意思疎通が円滑になり、仕事の繁閑に応じた協力体制が取りやすくなっている。

【優れた点】

- ・職員の大多数を占める女性職員の中から、将来の管理監督者を登用するため、学園主催で主任以上の女性職員研修会を開催している点は評価できる。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしていない。

【判定理由】

大学の管理運営については、設置学校長会及び理事長懇談会を定期的を開催するなど、法人本部及び各設置校間の意思の疎通が図られている。

法人と教学との連携においては、学長や事務局長などが法人の諸会議に出席するだけでなく、法人と教学とが議論できる場を設けるなど、互いの連携体制の強化に向けた取組みが必要である。

「企画広報部」の設置は評価できるが、法人に係る企画立案機能だけでなく、経営と教学とにまたがる全学的な視点での企画立案機能を果たせるように、更に発展させることが望まれる。

教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動などの取組みを行っている。自己点検・評価活動の実施体制を整備するとともに、自己点検・評価の結果を学内外に公表している。また、大学独自の点検・評価の結果を、大学運営の改善や将来構想へ反映させる仕組みを整備し、適切に機能させている。

しかしながら、理事の選任条項の適用が、寄附行為に規定されたとおり実施されていないこと、平成 15(2003)年度から評議員数が、私立学校法が規定する員数を満たしていないか

ったこと、また、理事会、評議員会の審議案件について、事業計画及び収支予算（案）を新年度が始まってから審議していることなどについて改善が必要である。

【改善を要する点】

- ・ 寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号による理事は、「設置する学校の長のうち理事会で選任した者」と規定されているが、実際は短期大学の副学長が選任されており、改善が必要である。
- ・ 理事会・評議員会の審議案件のうち、毎年度の事業計画及び収支予算（案）に関する件を、新年度が始まってから審議しているが、学校法人の予算制度の趣旨から改善が必要である。
- ・ 寄附行為第 21 条各号に掲げる事項については、「あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」とされているが、事後承認されており、改善が必要である。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 19(2007)年度決算における法人全体、及び大学単独の過去 5 年間の支出が超過しており、「定員割れ改善促進特別支援経費の経営改善計画書」及び「中期事業計画」のみならず、学生確保に向けた新たな取組みも含めて、積極的に進めていく必要がある。

学生生徒等納付金収入以外の収入の確保に向け、外部資金の増加に向けた組織的な取組みも必要である。

平成 17(2005)年度以降は、原則として教育備品などを購入せず、必要な教育備品についてはリース契約としている。リース料支出は、今後も増額が予定されているので、リース料の年額について配慮する必要がある。

なお、後年度負担は、相当の高額になるが、理事会・評議員会においては、この点についての議論をされておらず、理事会・評議員会で議論する必要がある。

会計処理は、学校法人会計基準及び学内規程に基づき、適正に処理がなされている。また、不採算校の閉校、人件費削減策の実施など、財務体質の改善に向けて努力している。

財務情報の開示については、学園広報による開示については、図表と解説を加えるなど工夫されている。

【優れた点】

- ・ 学園広報による開示については、図表と解説を加えるなど工夫されている点は評価できる。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

キャンパスは、鹿児島空港に程近い高台に位置しており、教育・研究の目的を達成する施設としては、恵まれた自然環境にあり、景観も良く整備され運営されている。

施設については、設置基準を満たしており、有効に活用されているが、大学設置時に建築された一部の建物（第一講義棟、管理棟、食堂）については、早急に耐震診断を実施するなど、適切な処置を講ずる必要がある。

身障のある者に対する施設設備面での配慮（スロープ、点字ブロックなどが無い）が十分でない所が見受けられるので、最小限の改善措置が望まれる。

図書館の閉館時間については、学生に対する配慮が十分になされていないので、学生からの要望を踏まえて、適切に対応する必要がある。

コンピュータは、最新機器に定期的に更新されており、適切に整備されているが、図書館については図書の収納の限界が近づいており、デジタル化も含めた対応の検討が必要である。

教育設備については、近年、購入ではなくリース契約を行い、教育に必要な機器備品を調達している。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域に密着した大学として、「心理相談センター」と「生涯学習センター」を柱に、積極的に社会連携が進められている。「心理相談センター」では、市民の心理相談や研修機会の提供を通じて、心理臨床分野における人的資源が社会に提供されている。また、「生涯学習センター」では、単独又は他機関との連携による公開講座を開設し、約半数の教員が講師として参画している。

いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒の「適応指導教室」に、大学生を支援員として配置する鹿児島県の「メイクふれんず」事業において、人間関係学部心理臨床学科の学生を毎年派遣するとともに、霧島市の要請に基づき、公立中・高等学校に心理臨床学研究所大学院生を「こころの相談員」として派遣している。

大学図書館の地域住民への開放、厚生施設・スクールバスの利用促進など、大学施設の開放の努力を行うとともに、生涯学習センターが中心となって、公開講座を積極的に開講している。また、科目等履修生や聴講生のほかに、市民と学生が共に学ぶ「共修講座」制度を設け、大学授業の積極的開放を行っている。

法学部主催の「模擬裁判」を通じて、大学と地域社会との協力関係を深化させる努力をしている。また、高校生に授業を提供する「リクエスト講義」を設け、高校と大学の連携

に積極的に取り組んでいる。

【優れた点】

- ・「生涯学習センター」では、「生涯学習推進のための志学館大学人材情報」を発行し、大学の人的資源を地元行政機関や地域諸団体の講演会、学習会などにおける講師として活用している点は評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として大学に求められる組織倫理について、「管理及び運営に関する規則」「就業規則」「服務規程」「個人情報保護規程」「研究者の行動規範」「ハラスメント防止に関する規程」などを制定し、必要な事項を定めている。これらの規程などについては、「教職員要覧」として編集し、全教職員に配付して、新採用教職員研修及び教授会・職員定例会で説明し、注意を喚起している。更に、「個人情報保護方針の宣言」を行い、個人情報をはじめ学園保有の情報について、不正使用や第三者への漏えいをしないことを全教職員に誓約させるなど、組織的に取り組んでいる。

ただし、人や動物を対象とする調査・研究を行う場合の研究計画などについては、学生・大学院生も対象とした倫理審査などに関する規程を整備する必要がある。

防災対応マニュアルなど、日常的に必要な危機管理に関するマニュアルなどを整備し、「教職員要覧」にまとめ、教授会・職員定例会で周知徹底するなど、学内外に対する危機管理の体制が整備されているが、学生への周知方法については、工夫を要する。

研究成果の学内外への広報については、紀要委員会を常設して、毎年紀要などを発行するなど、大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されている。

